

## Client Alert

15 June 2021

## EU 域外国への個人データの移転に関する新たな標準契約条項（SCC）公表 — 締結済みの SCC は 2022 年 12 月 27 日まで有効

本アラートに関する  
お問い合わせ先：



高瀬 健作  
パートナー  
03 6271 9752  
[Kensaku.Takase@bakermckenzie.com](mailto:Kensaku.Takase@bakermckenzie.com)



達野 大輔  
パートナー  
03 6271 9479  
[Daisuke.Tatsuno@bakermckenzie.com](mailto:Daisuke.Tatsuno@bakermckenzie.com)



岡田 次弘  
アソシエイト  
03 6271 9541  
[Tsugihiko.Okada@bakermckenzie.com](mailto:Tsugihiko.Okada@bakermckenzie.com)

6月4日、欧州委員会は、個人データをEU域外国に移転するための**新たな標準契約条項**（以下、「**新 SCC**」）に関する決定を公表し、その中で新 SCC の最終版を発表した。これは、2020年11月に公表された新 SCC の**草案**を踏襲したものであり、現行の標準契約条項（以下、「**現 SCC**」）の改訂版となるものである。最終版の新 SCC では、草案で提案された様々な種類の移転に対するモジュール式アプローチや、いわゆる Schrems II 判決で示された原則の遵守を実現するために規定された義務を維持しつつ、複数の重要な分野で大幅な変更が加えられている。

### 1. 欧州委員会決定の影響

**実施期間**：欧州委員会は、以下の通り新 SCC と現 SCC の実施に関する期間を決定した。

- 新 SCC の施行日：新 SCC は 2021 年 6 月 27 日に発効する。
- 現 SCC の廃止日：現 SCC は、発効日の3か月後、すなわち 2021 年 9 月 27 日に廃止され、同日以降は、新 SCC を用いる必要がある。
- 但し、2021 年 9 月 27 日までに締結された現 SCC は、2022 年 12 月 27 日まで有効である。

つまり、事業者は、2021 年 9 月 27 日まで現 SCC を利用してデータ移転契約を締結することができるものの、そのような現 SCC に基づく契約は、2022 年 12 月 27 日までは新 SCC にアップデートしなければならないこととなるため、そのようなアップデートに向けた計画を立てる必要がある。

**Schrems II 判決**：データ輸入者が新 SCC を遵守する能力を評価するにあたり、当事者はデータ輸入者の公的機関からの開示要求に関するこれまでの実務といった主観的な要素を考慮に入れることができることとされた。これは事業者にとって有利な内容といえるものの、結論は他の客観的要素によって裏付けられなければならないといった厳しい条件がある点には留意が必要である。また、EDPB は補完措置に関する勧告の中で、主観的要素の考慮を除外しているため、今月末に発表される予定の勧告の最終版で、その立場を変更するかどうか注目されている。

**契約内容との優劣関係**：新 SCC と、関連する事業上の契約内容との矛盾についての実務的な解決方法は、不明な点も残されている。例えば、新 SCC はその違反によって生じた損害に対する無限責任を規定しているとも解されるため、当事者間における責任制限や免責の規定は新 SCC と矛盾する可能性がある。EDPB と EDPS は、こういった矛盾に関して明確にするよう求めていたが、最終版ではその点は明確にされなかった。



## 2. 新 SCC の概要

新 SCC では、データ処理の現状により即した種類の SCC とするため、以下の 4 種類のモジュールが設けられた。当事者はこれらのモジュールから該当するものを選択することになる。

- モジュール 1 (Controller to Controller) : GDPR の適用対象の管理者が個人データを第三国の管理者に移転する場合に利用されるもの。グループ会社間でのデータ移転や、顧客とサービスプロバイダー間でそれぞれがデータ管理者として機能するが含まれる。
- モジュール 2 (Controller to Processor) : GDPR の適用対象の管理者が個人データを第三国の処理者に移転する場合に利用されるもの。これには、GDPR の領域内にある事業者が管理者として、処理者となる第三国の委託先に対してデータを転送するが含まれる。
- モジュール 3 (Processor to Processor) : GDPR の適用対象の処理者が個人データを第三国の処理者等に移転する場合に利用されるもの。EU 域内の事業者が管理者となることを前提としている現 SCC にはない特徴である。このモジュールは、クラウドやその他の複数の層の事業者が関与する委託業務において利用されることが想定される。
- モジュール 4 (Processor to Controller) : GDPR の適用対象の処理者が、個人データを第三国の管理者に移転する場合に利用されるもの。モジュール 3 と同様、現 SCC にはない特徴である。GDPR において処理者に直接適用される義務の程度を反映し、このモジュールに含まれる条項は比較的少ない。このモジュールは、GDPR の適用範囲内で処理者として行動するサービスプロバイダーが、第三国の管理者にサービスを提供する場合に利用されることが想定される。

新 SCC では、個人データ処理の目的の限定、透明性、正確性の確保、データ処理の安全性確保のために移転先が講ずべき技術的・組織的措置、データ漏えいの際の通知義務、EU 域外の第三者へのデータ転送の規制、処理活動に関する適切な文書の保管・提供義務などが、各モジュールの特徴に応じて規定されている。